

厚生健発 0224 第 1 号  
令和 8 年 2 月 2 4 日

各 

|         |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市  |
| 特 別 区   |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長  
( 公 印 省 略 )

全国災害時保健師等チーム協議会の設置について（周知）

地域保健活動の推進につきましては、平素より御協力、御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

災害時の保健師等チーム（災害時において災害対応活動を行うことを目的として、被災都道府県以外の都道府県、当該都道府県内に所在する保健所設置市、特別区及びその他市町村のいずれに所属する保健師、公衆衛生医師、管理栄養士、その他の専門職、業務調整員等で構成されたチームをいう。以下同じ。）の応援派遣については、「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」（令和 3 年 12 月 20 日付け厚生健発 1220 第 2 号厚生労働省健康局健康課長通知別紙）に基づき、厚生労働省は、被災都道府県から応援要請を受けた場合に、応援派遣に係る調整を行っているところです。

今般、今後起こりうる大規模災害発生に備え、被災都道府県及び被災市区町村への迅速な支援・協力体制を確立するため、災害時の保健師等チーム広域応援派遣の運用及び災害時の保健師等チームの活動等について協議する場として、別紙のとおり、一般財団法人日本公衆衛生協会に全国災害時保健師等チーム協議会が設置されることとなりましたのでご承知置きください。

都道府県におかれては、管内の市町村への情報提供をお願いします。

|  |
|--|
| 厚生労働省健康・生活衛生局<br>健康課 保健指導室<br>TEL 03-5253-1111 （内線：8925） |
|--|

## 全国災害時保健師等チーム協議会設置要綱

## 1. 設置目的

大規模災害の発生に備え、被災都道府県及び被災市区町村に対する迅速な支援・協力体制を確立するため、災害時における保健師等チームの広域応援派遣の運用及び災害時の保健師等チームの活動等について協議する場として、全国災害時保健師等チーム協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## 2. 協議事項

- (1) 災害時における保健師等チームの広域応援派遣の体制整備に係る事項
- (2) 災害時における保健師等チームの役割、活動及び運用に係る事項
- (3) 保健師等チームの人材育成に係る事項
- (4) 保健師等チームと保健医療福祉活動チームの関係及び保健師等チームとDHEAT等の関係のあり方に係る事項
- (5) その他必要な事項

## 3. 構成員等

- (1) 構成員は、以下のとおりとする。
  - ア 全国保健師長会長
  - イ 全国衛生部長会長
  - ウ 全国保健所長会長
  - エ 全国DHEAT協議会幹事会幹事長
  - オ 全国保健所管理栄養士会長
  - カ 各自治体（都道府県、指定都市・中核市・特別区、その他市町村）に所属する保健師等のうち全国災害時保健師等チーム協議会代表が選任する者
  - キ 自治体に所属する事務職員のうち全国災害時保健師等チーム協議会代表が選任する者
- (2) オブザーバーとして国立保健医療科学院に所属する者が参画する。
- (3) その他必要に応じてオブザーバーとして、学識経験者、全国規模の災害時活動組織等に所属する者の参画を求めることができる。
- (4) 代表は全国保健師長会長、副代表は全国保健所長会長とする。

なお、構成員の選任に当たっては、厚生労働省健康・生活衛生局健康課長の意見を考慮する。

#### 4. 開催

協議会は、代表が年1回招集する。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。

また、代表は、必要に応じて協議会の下に、協議事項の詳細を検討するためのワーキンググループを設置することができる。

#### 5. 任期

3（1）カ及びキの構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 6. 事務局

協議会の事務局は、厚生労働省と連携し、保健師等チーム事務局（一般財団法人日本公衆衛生協会）が担う。

#### 7. 費用

協議会の開催に係る費用（協議会の構成員の出席旅費を含む。）は、健康危機緊急時対応体制整備事業で負担する。